

令和4年度 第2回焼津市下水道使用料等審議会 会議録

1. 日 時 令和4年8月22日（月）午後2時～

2. 会 場 焼津市役所 水道庁舎2階 災害対策室

3. 出席者

（委員） 佐藤 和美委員（会長）、大石 康夫委員、岡村 美根子委員、青島 一貴委員、大越 七重委員、岩崎 四郎委員（副会長）、杉木 敏雄委員、藪内 重樹委員、長谷川 寛委員、加藤 義則委員

（事務局） 増田上下水道部長、山内下水道課長、望月計画管理担当係長、山田公共下水道担当主幹、岩辺処理場担当主幹、中村計画管理担当主任主査

4. 議 題

- 審議
 - （1） 前回の振り返り
 - （2） 前回の質疑に対する回答
 - （3） 下水道使用料の改定率について（説明・審議・決定）
 - （4） 下水道使用料の使用料体系について（説明）
 - （5） 次回の日程について（説明）

5. 決定事項

- 10年間に2回の改定を行い、2回目で目標とする「経費回収率100%」を達成する
- 下水道使用料の改定率について
 - A案に決定
 - A案…経営戦略に基づき2回に分けて改定
 - 1回目…令和5年度改定率：17%
 - 2回目…令和10年度改定率：14.5%
 - （2回目の改定率については、令和9年度開催予定の審議会で改めて検討）

6. 審議内容 別紙のとおり

審議内容

(1) 開会

事務局 それでは定刻でございますので、第2回焼津市下水道使用料等審議会を開催いたします。

なお、会議録作成のため当審議会の内容を録音させていただきます。

また第1回審議会で決定いたしました通り、本審議会は非公開といたしますことをご承知おきください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大予防対策といたしまして、換気、消毒等を徹底して行いますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、第1回審議会では下水道事業の現状や、経営状況を説明させていただき、下水道使用料の見直しの必要性についてご確認いただいたところでございます。

本日は、第1回審議会の振り返りをさせていただいた後、会長からご提案いただきましたので、下水道使用料全体の改定率の案を事務局からお示しし、その根拠をご説明させていただきます。

その後、委員の皆様にご審議いただき、全体の改定率を決定したいと思います。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

(2) 会長挨拶

会長 皆様こんにちは。着席したままで失礼いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。お忙しい中だけではありませんね。お暑い中、そしてコロナ感染が広がる中、お集まりくださいます、ありがとうございます。本日は第2回目の審議会になります。

前回の審議会では焼津市の下水道事業を健全に、そして運営していくためには使用料改定についての議論が必要である、ということについて皆様にご審議いただきました。

本日は使用料の改定について、どのくらい改定していくのか、どんなふうに改定していくのか改定率について議論していきたいと思います。前回同様たくさんのご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(3) 審議

議長 それでは議題に入ってまいります。本日は10名の委員が出席しておりますので、焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第2項で定める会議の開催要件、「委員の過半数が出席」を満たしていることを確認致しました。それでは、議題(1)から(3)について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明に先立ちまして、今回お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まずは左上、ホチキス留めしてあります、本日の次第でございます。こちら2ページ目が審議会席次表、3枚目が次回日程となっております。

続いて、同じくA4判、スライド資料「第2回焼津市下水道使用料等審議会」であります。

続いて、A3判になります。「下水道使用料改定率(案)」こちらが全部で3枚となっております。右上に資料1・2・3と記載がございます。

最後、A4縦型で1枚の用紙になります。「令和2年度静岡県内公共下水道資料」、こちら資料の4点でございます。

ご確認をお願いいたします。

それでは、スライド資料をもとに説明申し上げます。最初に、前回の振り返りと前回の質疑事項に関する回答をいたします。その後、下水道使用料の全体の改定率につきまして、ご説明とご提案を申し上げます。

スライドの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。感染症対策で窓を開けているため、雑音等入りますけれども、よろしいでしょうか。途中聞こえないようでしたらお申し出ください。

（スライド資料「第2回下水道使用料等審議会」及び「下水道使用料改定率（案）」をもとに、下水道使用料の改定率案について説明）

以上が、下水道使用料の全体の改定率に関する説明と改定率2案の提案でございました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局から下水道事業の見通しと使用料の改定率について説明と提案がありました。

これから審議に入りますけれども、前回同様、審議に入る前に2点お願いをいたします。まず1点目ですが、本審議会の審議内容等につきましては、会議録を作成いたします関係から、発言をされる場合には、まず議長の許可を得てからご発言いただきたいということと、2点目でございますが、会議録にはお名前は記載いたしません、発言をされる前にお名前を述べていただきますようお願いいたします。

事務局のご提案・ご説明に対して質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 質問というよりも、資料の確認になるのですが最初に「事業を取り巻く環境」というところで、人口も減少傾向にあるとか使用料収入や有収水量等も減少傾向にあるということなのですが、これらの将来的な変化・傾向の要件がこの中には今入っていないということなのですか。おそらく、減少傾向にあるのは理解できるのですが、これらの設備の維持管理というところが、現状よりもかなりかかってくと。有収水量が減るにもかかわらず、維持管理費がもっと増えてくるというような傾向にあるのではないかと考えられるのですが、その辺りの要件が組み入れられたところの数字というのは、まずそこは出していないということですか。

事務局 有収水量の検証につきましては、区域内の人口シミュレーションに基づいた形で算定しております。人口減少については、各種計画から算定し、シミュレーション結果に出てきておりますので、それに合わせて有収水量も低減していくかたちになっております。こちらは減少を見込んだシミュレーションに基づいたものとなっております。

委員 使用料収入もそれは加味して、ということですね。わかりました、ありがとうございます。

議長 ほかにございますでしょうか。

委員 確認ですが、26ページの「改定の目標と3つの指標」の2つ目の「現金残高（運転資金を除く）がマイナスにならない」と設定していますが、運転資金は常にピークを切るような状態でいたい、ということなのですね。

事務局 はい、そういうことです。

委員 では、運転資金のですね、財源と金額について教えていただけますでしょうか。

事務局 まず運転資金になりますけれども、下水道事業につきましては、日々支払いを行っております。通常の維持管理に加え、工事費や元利償還金等大きな支払いが発生することがあります。その時に、現金をある程度持っていないと支払いができないことになります。令和元年度から焼津市の下水道事業は企業会計へ移行しておりますが、その際に、一般会計と協議を行い、運転資金の扱いについて決めています。資金需要を立てる中で、2億円程度の資金を持っていないと、支払いが不可能ということがわかりましたので、こちらの2億につきましては、長期借入金という形で、一般会計から借入れをすることとなりました。資料にあります、現金残高（運転資金を除く）、この金額としましては2億

円を除いた金額を計上している形になっております。

委員 ありがとうございます。2億円ということなのですが、経営戦略の段階で維持管理費というものが毎年4億円ですか、全体の資料の中でも3.5～4億円かかるということですが、その4億円の半額くらいということになりますか、それで大丈夫ですか。

事務局 現在審議していただいております、下水道使用料収入に加えて、工事費用に関しては、借入れにより対応しますし、国からも補助金が入ってきます。こちら収入を入れても足りない部分が2億円として算定できたものですから、運転資金としては2億円としてあります。

委員 なるほど、1年分のそういった分を計上しているということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 ありがとうございます。

議長 ほかにいかがでしょうか。

委員 今、総務省が示す単価が150円というお話がありましたが、それぞれの県の特異性、実情等に応じた議論というのはないのでしょうか。

静岡県内の各市町の使用料比較をみてもばらつきがあるが環境等によるものなのか。確かに150円に値上げするのは結構なのですが、早めに上げて、人口の減少とか、これからに負担をできるだけかけないようにするとか。私としては、値上げするのは結構なのですが。そういう状況はもう少しお知らせをいただくとありがたいなというふうに思います。分かる範囲で教えていただければ結構です。

事務局 まず150円になりますけれども、こちらにつきましては、総務省が示す基準になるものですから、全国的な指針ということになり、県による目安というものは特別示されてはいません。各自治体が、そこについてどう考えるかというところが議論されるべきところと考えております。資料9ページを見ますと、県内の下水道使用料の比較となりますが、焼津市が2,260円に対して、全国平均で2,858円という形になりますので、使用料単価で見ましても、150円か140円程度になるのかというところが、概ねわかるかと思えます。さらに、資料の15ページ、150円のところでラインを示してありますが、そこまでの汚水処理原価ということで、まずは今回の審議会におきましても、150円を目安としたいと考えております。ただし、実際に汚れた水を綺麗にするために、実際にどれぐらいかかるかと言いますと、令和2年では、合計356円かかっております。こちらは分流式下水道経費分を含めた分、市からの繰入金を含めての金額です。ですが今回の審議会におきましては、まずは150円をどうするかというところで議論させていただければと考えております。

議長 ありがとうございます。確かにいろいろな地区、市町村ごとでいろいろな下水道の整備の面積や密度、そういったものが全て違いますので、一概には言えないと思います。ただ多くの自治体がたくさんの繰出金を事業に出しているのが実情なのですね。そこで総務省が、経費回収率の低い事業所は最低限行うべき努力として使用料単価150円まで早急に引き上げるよう打ち出してきた。焼津市においては、汚水処理原価が356円ですから150円に上げてはまだ足りないということですね。委員、よろしいでしょうか。

委員 国の単価と焼津市の単価で条件が違うのではないのかとか、単価が全国一律なのかということをお聞きしたかったというのが本音です。

委員 関連して質問になるのですが、汚水処理原価が356円ということですが6ページの汚水処理原価152円はなんなのでしょうか。

事務局 分流式下水道経費分を含めた数字が356円です。汚水処理原価は、計算上は概ね150円になりますが、決算の算定をしますと152円となっております。

委員 分かりました。

議長 皆さん、よろしいですか。「ここがわからないよ」というところはどんどん聞いていただきたいと思います。

いますが、よろしいですか。

それでは、ほかに質問もないようですので、使用料改定の方法について決めてまいりたいと思います。説明の中では今後 10 年で 2 回に渡って改定を行っていく、という案が出ておりますが、これについては皆様よろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

議長 よろしいですね。それでは、改定案になりますが 2 つ案が出ております。

まずは A 案ですね、令和 5 年度、令和 10 年度どちらも 19 円ずつ上げるということで、1 回目が 17%、2 回目が 14.5%、この 19 円というのは現在の 112 円から目標値 150 円との差が 38 円ですので、その 38 円を 2 つに割ったということでございます。

そして、B 案です。令和 5 年に 15%、令和 10 年に 16.5%の改定を行って、金額としては 1 回目が 17 円の値上げ、2 回目 21 円の値上げで合計 38 円という改定になっております。

さて、皆様、A 案と B 案についてはいかがでしょうか。

委員 この 1 回目の値上げと 2 回目の値上げ、令和 9 年度までが第 1 回、そしてそれ以降が第 2 回ということで、令和 9 年度が終わる、その時期に改めて、もう一度見直すということは考えられるのですか。

事務局 そうですね、こちら 2 回目、A 案につきましては、1 回目 17%、2 回目 14.5%と記載しておりますが、あくまで今回は 1 回目の改定率をどうしましょうかということで、2 回目以降につきましては、改めて行います。

委員 流動的なところがあるという感じですか。

事務局 社会情勢ですとか経財状況も変わっている可能性もございますので、改めてシミュレーションさせていただいた形で、その中で改定率を出させていただきたいと思います。

委員 はい、わかりました。

議長 ありがとうございます。あくまでも予定ということですね。

事務局 目安にしていただけたらと思います。

議長 ほかにご質問はいかがでしょうか。

まずは皆様お一人お一人のご意見を受け賜わってもよろしいでしょうか。では順番に思っていच्छること、なんでもよろしいのでお願いいたします。

委員 A 案・B 案ともにそうですが、5 年後にまたの改定ということで、前回の改定でも 3 年後に下水道事業の財政難が酷くなっている。なので、ここはもうちょっと多めに最初の改定をやって、その様子を見ながら次回を決める。例えば、A 案 1 回目の 17%であるところを 20%にしてもらって、その状況によって、今、市町が人口減少になりますのでそれを見ながら次回の令和 9 年度にどういった状態にするか考えたほうがよいのではないのでしょうか。今ここで 150 円と出してしまおうと、もうそれに向かっているというものになりますし、都市部でマンションや集合住宅とか、そういうものが開発されて人口が増加するのであれば、もっと下水道事業が楽になる。なので、その辺りを A 案・B 案 2 つだけではなくて、C 案ということで 1 回目の 5 年間でもう少し上げて楽にしていく、そういうことを考えてもいいのではないかと思う。例えば、平成 30 年に決めたものが令和 3 年度にはもう、その前の年に収支 2,500 万だったものが、5,500 万になっている。令和 4 年では収支が 8,300 万円になっている、これくらい酷くなっている、この辺りのことはもうちょっと金額的なものを考えていったほうが良いのではないかと。

それと、企業ですね。水産業が焼津は盛んです、そちらの方の下水道使用料というものを考えていただいた上で使用料の提案をお願いしたい。団地の方もまだ公共下水道の方が入っていないですね。そうすると、その辺りの方達は自分たちの下水処理でやるのですが、こちらの方の公共下水を使って水産業をやるとするのは、ものすごい金額になると思います。その辺りの金額は一切出てない。何件

ぐらいの内、何件ぐらいが最後の 18 万 2,200 円を払っているとか。あと、例えばホテル・旅館もそうですが、街中でやっているホテルは結構水を使います。結局、1,500 m³以上になりますので、その辺のところを吟味しながら、その辺りの企業形態、固定費を抑える形でやっていただけたら一番、ホテル・旅館業や水産業はいいのではないかと思います。一般家庭の経費が今、給料や人件費の面とかいろいろありますけども、今焼津市の企業って経済状況が上がってますかね。ちょっと疑問に思うものですから、一般企業の方もちょっと考えていただいて、一般家庭の方はいいかと思いますが、果たして 5 年後にはどういう状況になっているかということを考えて、使用料提案がもう 1 つあってもいいのではないですか。最初にもうちょっと上げる、そうじゃないとまた 5 年後に同じような状態になるかと。以上です。

議長 ありがとうございます。では、委員どうぞ。

委員 水産加工の方も水がなくてはできない商売ですので、やはり引き上げ率は低い方がいいのですが、やはり今の収支状況を見ますと、上げるのはやむを得ない。この先ちょっと下水道の市内の整備範囲ですよね。この下水道を使用しているところの業者さんは、この先見ると、どんどん減ると思います。今市街地の方へ団地を作りまして、そこそこの規模の業者さんは、やはりそちらに出て、自分のところで汚水処理施設を作って排水していると思います。市内の水産加工業者はこの先減ると思います。先ほどおっしゃった旅館等の方はそんなに変わらないかと思いますが、焼津は水産が本当に一番大事な産業なのですが、本当に厳しい状況にありまして、その値上げの方も事情はわかるのですが、なるだけ抑えた率でお願いしたいと思います。一般家庭の方も、先ほど委員がおっしゃったように、この A 案・B 案にとらわれずに、一般家庭からもう少し取るというわけじゃないのだけど、もう少しいただいてもいいのかな、とは思っています。

議長 一般家庭、それから大口さんがどれぐらい負担するか、というのは使用料体系の話になっていきます。使用料体系は次回話し合おうということになるのですが、全体としてどれくらいの改定率にするか、ということを決めていくという話なんですね。

委員 全体としては、A 案のような数字で良いかと思います。後は進めていく中でいろいろな事情もあるかと思いますが、判断していただければと。

議長 では、委員いかがでしょうか。

委員 全般的に焼津市の市民が 100%の中で、公共下水を使うのは 2 割、合併処理浄化槽が 4～5 割、その他は単独浄化槽だとか、要するにいろいろな方々が出てくるわけですね、これから。それを全般的には人口が減少するといろいろな面で益々考えなければならない。これだと 5 年に一度ですか、こういうふうの使用料の改定の会議もですね、やった方がいいのではないかと提案があって、それはそれでいいです。

先ほど、担当の方に聞いたのですが、うちの方は 100%近く公共下水道が入ったわけですよ。だけど結局、「自分は使わないよ」という人も何件もあるし、現実には。それでいいのか、聞かせてもらいたいと思うのですが。

議長 下水道を整備した場合、その下水道管へ接続する、ということがその地域に住んでいる方たちの実は義務なんですね。そのため接続を推奨しています。

委員 どこに義務と書いてありますか。勉強不足で申し訳ない。

議長 下水道法にですね。本来では下水道管に接続していただいて、接続率を上げることによって効率的な運営に近づけていかなければならないんですね。だから、市の方にもそちらへの努力は是非お願いしたいと思います。住民の皆様にも本当に分かっていたきたいところですね。

委員、A 案と B 案ではどちらがよろしいでしょうか。

委員 どちらでもいいんですけどね。じゃあ A 案に。

議長 では、どうぞ。

委員 私、住民代表で述べさせていただきます。下水道使用料の値上げはですね、全く問題ありません。ただ一つ申し上げたいのはですね、皆さんご存知のように、世界的に原油の値上げによりまして、物価が世界中大変な事態になっているというのが現状でございます。日本もマイナスであったものが、今やC P I（※消費者物価指数）が2.3%という現状でございます。従いましてね、この原油の動きによりまして、さらに電気料、ガス、これがまた上がろうとしている現状でございます。

そんなことを考慮しますと、できれば、初回は少なめに上げていただき、その分のしわ寄せを2回目の後半の部分にお願いをしたいなど。これが私、住民の立場からするとそういう案にお願いをしたいな、こういうふうな意見で述べさせていただきました。

議長 ということはB案ですね。

委員 はい、そうですね。

議長 わかりました。では、委員いかがでしょうか。

委員 ちょっと確認だけさせてもらってよろしいでしょうか。A 3の資料に現行使用料とA案・B案とありますが、現行使用料の今回の審議会における使用料算定期間というところの、一般会計繰入金・収支不足分というのがありますが、令和6年はすでに71,859千円、と並べられておりますけれども、A案・B案のところでは、それが0になる。その0というのは、例えば令和6年度71,859千円は、一般会計の歳出予算として計上されるというような、あるいは支出されるようなことでよろしいでしょうか。というのは、できるだけ若い人たちの負担を、今の全体の中での負担と言ったらいいでしょうか、この71,859千円が一般会計になりますから、そういう中で、若い人達のお金を一般会計予算で使えるという考えでいいのでしょうか。そのあたり、悪いですけど私達、老年者と言うのでしょうか、こうした年代はもっと普段の生活を見直して、節約して若い人たちにお金を流してあげるというのはいいのかなと思って、確認をさせていただきたいなと思って、質問させていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。質問に対していかがでしょうか。

事務局 こちらにつきましては、資料21ページをご覧くださいと思います。

このページは資本的収支、主に施設の更新についての収入と支出を示した表です。資本的収支につきましては、3段目の表の「収支②－①」のところで、令和元年から令和9年のところを赤字で、マイナスで示しています。これを2行目「補填財源」で、そのマイナス部分について補いますと、3行目の「補填財源充当後の収支」が0という形で現れてきます。資本的収支については基本的にマイナスという形で示されますが、補填財源があるため、補填財源充当後の収支が「0」となり、支払い等についても可能であることを示しています。令和6年度では一般会計からの繰入金71,859千円で補うことで、この収支のバランスを保っています。要するに一般会計からの税金を充てないと、下水道事業としてなりたないことを示しています。

事務局 補足します。結論から言いますと委員のおっしゃった通りです。説明が難しくてなかなか分かりにくいのではないかと思いますのですが、要は現行のままだと、一般会計からのお金を使って補填しないと資金繰りできませんよということです。

確かに委員が言われましたように、ここでちゃんと下水道使用料を頂いて賄えるようにすれば、収支不足補填分の一般会計繰入金は、一般財源として一般会計の他の事業に回すことができるものです。福祉であるとか若者のための財源とか、本来、そうした事業に回すことができるお金を下水事業のために貰うということになるものですから、委員の言われたとおりで、下水道事業は下水道を使っているその中で費用を賄うことができれば、一般会計から貰うこともないし、その部分はもっと他のことに使えるということでございます。

- 委員** わかりました。
- 委員** すみません、関連して質問なんですけれども、申し訳ありません。
一般会計繰入金の総額があるわけですね。これは、現行の使用料のA案・B案と同じ金額ですよ。基準外と基準内で分けたときに基準外の部分が減っていくというのが分かるのですが、収支不足補填分は全て0円です。
令和9年までは使用料単価が150円に到達していないわけですよ。ということは、基準外でも税金を補填しないと賄えないということです。どういうことなのだろう、とちょっと思ってしまったのですが。
- 事務局** こちらの「一般会計繰入金・総額」については、その下段にあります「一般会計繰入金・収支不足補填額」分と合算した金額として示してあります。この収支不足補填分については、いわゆる総務省の認めていないもの、基準外の繰入金です。A案・B案いずれに改定した場合においても、収支不足補填額がなくとも、事業としては賄えることを示しております。
- 委員** これはまだ使用料単価150円に到達していないですけども、基準外の繰入金が生じている状況なんです。
- 事務局** 基準外は出ていないですね。
- 委員** わかりました。また別の機会にお願いいたします。
- 議長** 委員はA案とB案、どちらでしたでしょうか。
- 委員** A案です。
- 議長** では、次に委員、いかがでしょうか。
- 委員** A案・B案どちらにするかということです。一般的に言えば安い方がいいかなと思うのですが。先ほどですね、他の委員がおっしゃられたように、そこに住んでいる一般の方からしたら下水道使用料って、そう安くはないですね。下水道使用料をこの間、ちょっと見てみましたら、最初始まった頃は水道よりちょっと安かったんですよ。それでも普通の下水道をやるよりも高いな、というふうに思っていたんですね。こちらに引っ越して来て30年ちょっとになるのですが、引っ越して10年ちょっとした頃に下水道整備をやりますよということで、焼津市全体が公共下水道になるんだったらしょうがないねと、私達10年くらいしか今の浄化槽を使ってないのにそれを壊して新しい下水道にするんだということで、焼津が全部そうなるなら仕方ないねということで、やったわけですよ。そして今に至るわけですが。収支を見ると最初の浄化槽の方が安かったなという思いになるんですね。こんなに高くなったんだと、私もちゃんと見てなかったものですから、今現在水道使用料よりも高くなっているということでちょっと驚きだったんですね。
- そういうふうに、またいろいろなことがあって、値上げをしないとならないというのは、世界の情勢とか、いろいろな状況から値上げをしないと、思っているのですが、今回かなりの金額、パーセンテージで上がるということで、ちょっと「え？」というふうに思っていたのですが、結果的に焼津市の下水道というのは、今現行の人が使っているのが焼津市が目標とした数値の3分の1程度の人数で、これ以上増やさないわけですよ。下水道っていうのは、人口が多く使えば使うほど一般の家庭にとっては安くなるわけですね。それは、焼津市が考えていた3分の1程度しか整備されてなくて、これ以上は増えない、またその他の人口も減っていくとなると、今使っている方たちの負担がより増していくということが分かっているわけですよ。そうすると次に言うことになる。「公共下水道を使うのをやめよう」ということになると思います。益々この事業って下方に行ってしまうということで、「一般家庭からもうちょっと取ればいいじゃない」と他の委員がおっしゃられましたが、かなりの金額ですよ。本当にいろいろな世代があると思いますので、これ以上、上がっていくと大変かなとは思いますが。多分、第1回目に上げて第2回目にまた見直すとなると、もっと

上がると思います。この数字では駄目だと思います。

今値上げがすごい押してますよね。これが下がるということはもうないと思います。これと同時に給料が上がっていかないと経済も上がっていきませんので、お給料があまり変わらない代わりに今の景気が良くなるということはまずないと思います。申し訳ないですがA案の19円という形にしといて、高いかもしれませんし市民から文句を言われるかもしれませんけど「今の状況だと仕方ないよね、石油もこんなに上がって仕方ないよね」という形で納得してくれる部分も多少あるかなとは思いますが。ただ高いよねっていうのが現実ですよ、一般家庭からしたら。

でも2回目に上げる時に最初に安くして次に上げるともっと改定率が増えてしまうんですよ。それだとかかなり負担になりますから、A案で、同じ金額で上げていただくのが一番いいのかなと思います。ただちょっとこの事業がどういうふうになるか、すごい心配ですね。どんどん先細りになってしまうことがないように、もう少し違うやり方があるのではないのかなって。事務局の方が努力しているのは分かるのですが他のやり方があるんじゃないかなとは、思っています。

事務局 ただいまの委員からのお話でございますけれども、今後、将来にわたってご心配のことと思います。私共も、当初計画よりも小さい範囲で整備を止めてしまうというようなことでございますので、現在は例えば処理場を建て直すよりも、延命した方が経費として安くなるだろうということで、長寿命化を図っております。管路にしてもですけど、改築・更新というときには、今後の処理区域を小さくすることに見合うような規模で更新をしていくということで計画しております。そうしますと、当初の計画より過大な部分がなくなりまして、処理する人口に見合った規模になりますので、今度はかかる経費は逆に下がってくると。経費が下がってきても、今より使用料が安くなるかというのは申し上げられませんが、大きな施設をコンパクトにすることで、使用料がウナギのぼりするような、右肩上がりになることはないように計画させていただいております。そのまま同じ大きな施設をつくるということではなく、人口なども考慮してやっていくということを予定しております。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、委員よろしく申し上げます

委員 今のお話を聞かせていただきまして、迷ったのですが、私としてはA案かなと思いました。1回目・2回目と変わらずに上げた方が、2回目でかなりあげると意見を取りまとめるのがすごい大変なのかなとも思いました。

今いろいろとお話が出たのですが、いろいろ物価の上昇がある中でですね、そういった理由も加味して、平均して上げていく方が、市民の方々もちょっと納得するかどうかかわからないのですが、スムーズに計画が進んでいくのではないかと思います。私はA案なのかなと思います。簡単ですが以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、委員いかがでしょう。

委員 私も今委員がおっしゃったこととほとんど同じなのですが、他の委員がおっしゃっていた今の経済状況でいろいろなものが上がる、その中で…。これは人からちょっと意見を聞いたその回答だったのですが、あれもこれも上がる中で、例えば思ってもいないものが上がると、じゃあこれからどんなになっちゃうの、となります。これは女性目線だったのですが。そう考えたときに、最初は抑えて次に、とは思ったのですが、主婦の意見としては、最初の時よりも次に上げるときの方が大きくなると「ちょっと待って」と思います。「前にも上がった時よりもまた上がるの?」と不安になってしまうので、純粋にA案の方を提案したいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、委員お願いいたします。

委員 おそらく使用料の改定5年後に使用料の見直しをせざるを得ない状況にあると思います。そういうことから考えると、やはり第1回目の値上げをして、第2回目の値上げとなると、2回目の上げ方をですね、やっぱ小さくしておいた方がいいのかな、というふうに思います。ですので、1回目から2回目の幅を小さくしたいと、その方が受け入れやすいのかなというふうに思います。

- 議長** ということはA案？
- 委員** そうですね、はい。
- 議長** ありがとうございました。
- 皆様にご意見をお願いしたところ、私を除いて9名いらっしゃいます。
- 先ほど「どちらでもいいが、A案で」とおっしゃった委員をA案に含めるといたしますとA案が7名。そしてB案が1名、そしてC案、最初もっと上げてもいいじゃないかというご意見をおっしゃってくださった委員、1名ということで、9人中7人がA案ということでしたので、よろしいでしょうか。
- 委員** 結構です。
- 委員** 先ほどのお話にもありましたように、先々のことを考えると、前回の時もこれでいいだろうということで上げて、5年ごと改定ということでここに来た時に前回よりも上がっています。要は見通しがやはり大変。この5年後にどうなっているかということを考える場合、上げられるギリギリの幅まで上げておかないと、次がまた大変だと。下水道事業が優良企業でいるためには、多分そうしないと、先がなくなってしまうということがある。どんどんね。その間にも先ほど言われたように、皆さんに下水道を使っていただくようにして数が増えれば終了ですかね。そういう形を取っていかないと、ちょっと難しいかなと思うのですが。この中でA案となるのであれば、それはそういうものだと思います。それと、もう一つ、水に関してですけれども、私達は使わせていただいているのですよね、公共下水も。私もそうなのですけれども。中には使っていない方もいらっしゃいます。最近、温泉が湧きました。焼津市が8件のために、8億の費用をかけて掘りました。毎年焼津市の税金から8,000～9,000万の税金が、皆さんの税金から出ています。これは下水道の話ではないのですが、温泉でそのようなことになっている。一般会計から目に見えないところでたくさんの税金が払われている。しかも利用するのは特定の方です。今、会合を持ってやっていますが、温泉を何かに利用できないか、という話があるのですが、もしこちらにいる皆さんで温泉を使える、青年会議所でもそういう話をされたことがあったと思うのですが、ぜひ市の観光課に提言してください。皆さんが使える、それだったら、下水道もそうだと思う。皆さんが使えば安くなる。なので、一般の財源から出すということは私達の税金で負担しなくてはいけない、同じことですよね、結局。下水道の場合は、この限られた地区、焼津市は一部の地区だけじゃないですか。そのために10割の人たちが一般財源から負担しなくてはいけない。そういうところを考えていただけると、もうちょっと前衛的な意見が出てくるのではないのかなと思います。
- 議長** 受益者負担ということをしかりと見つめていけば使っている私たちが、使用料を払わなくてはいけない、そういった考え方ですね。下水道事業に関してもコストのかかるものですので、当面、使用料単価150円というものを目標にロードマップを作成しようということですね。150円というものをどうやって達成しようとするか、達成してもまだまだ税金から繰り入れることが現実なのですが。150円まで到達するには、今どうしていくかという段階ということです。あと合併処理浄化槽との関わりですとか、そういったところも俯瞰して、税金をどのように投入していくか、市としては考えていかななくてはならない。
- それではA案が大多数だったということで、次回の使用料体系の審議の資料はA案の使用料改定率17%、これを反映して提案していくということをお願いしたいと思います。
- それでは、時間が迫ってまいりました。この後、下水道使用料の体系について伺うこととなっています。
- では、5分間休憩を取らせていただきます。
- （定刻まで休憩）
- 議長** それでは、皆様短い休憩でしたけれども定刻となりましたので、後半を始めたいと思います。後半は

下水道使用料体系について簡単なお説明をいただきます。本来は次回の審議で決めていく内容になるのですが、審議の前に簡単に説明をいただいてということになります。

事務局 それでは、再度、スライド資料をもとに説明を申し上げます。

（使用料体系について説明）

以上、使用料体系について説明を申し上げました。

皆様にご意見をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

ポイント3つについてそれぞれ。ポイント1の基本使用料について、これは現状を維持するというふうに考えてよろしいでしょうか。使用量を20 m³で見ると、基本使用料1,028円と従量使用料1,030円と結構拮抗しているようなバランスですね。

事務局 今のバランスをそのままにするか、もしくは、少しバランスを変え、基本使用料が割合を占めた場合、より安定すると思われますので、いくつかの案として出していきたいと思います。

議長 逓増度は焼津市に関しては低いんですね。これも現状を維持するような考えでよろしいでしょうか。こちら次回いくつかパターンが出てくるのでしょうか。

事務局 本日もしご意見があれば承りたいと考えておりますのは、次回、使用料体系の案をお示しする中で、いくつか案を作るのですが、その案を作成するにあたりまして、いろいろなご意見があるかと思いますが、もしご意見をいただければ、例えば今申し上げた基本使用料と従量使用料、人口が減少していて、節水もあるものですから、なかなか使用水量を、水をたくさん使っていただいて、収入を賄うというのがだんだん難しいということがございます。そういう中では、傾向としましては、基本使用料の方を若干上げて、逆に従量使用料の単価を下げっていくような、下げられるかどうかわかりませんが、どちらかという、基本使用料の方を上げていく傾向に全国的には進んでいく、という見込みでございます。ですから、そういう流れでは事務局としてはそちらの方向をできたら向いていきたいという考えがございます。それはこれからの社会変動に伴ってということでございます。その中できつと皆様のご意見がございますので、その点をもしあればお聞きしたい、というのが1点。

次に逓増度については、各市町それぞれの理由があって、その特色に応じて考えられてのものだと思いますが、焼津市に関しまして他市町に比べると逓増度がそう大きくないというような状況でございます。これはもちろん水産業を含めた、水を使う企業さんが多いということもあるという特徴の中で決まってきたものと考えております。この先さらにもう少し負担を軽くして、企業さんの活動を活発化させるのか、それとも、現状でいくとかなり低い方なので、そのままにしてもいいという考えなのか、いやもう少し他の市町並みに上げてもいいという考えなのかなど、その辺りのご意見を伺えれば、それに沿った案を出したいということでございます。

最後に、従量使用料の区分につきましては、グラフにございますように、焼津市の特徴を掴んで大体の区分で仕切ってはございますが、区分をもう少し変えたいというようなご意見があればお願いしたいです。事務局としては、この区分は焼津市の特徴を捉えたものと考えておりますので、現状がよろしいかなというふうには考えております。ご意見があれば、これも何パターンか作ることはなかろうかと考えております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

皆様いかがでしょうか、ご意見はございますでしょうか。もし、ご意見がないということであれば、焼津市の現状の特徴を捉えた体系が次回出てくるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

（質疑等がないことを確認）

それでは、最後に次回日程について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 （事務局より次回の日程及び会場の説明）

議長 ありがとうございます。ご質問等よろしいでしょうか。
 (審議会の日程について協議)

(4) 閉会

議長 本日の会議はすべて終了いたしました。
 以上をもちまして、閉会いたします。
 たくさんのご意見を賜りまして、ありがとうございました。
 それでは、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

事務局 ご審議いただきありがとうございました。
 なお、事務局等の説明につきまして、疑問な点等ありましたら、直接事務局にご確認いただくか、もしくは次回の審議会場で改めてご質問いただければと思います。
 繰り返しになりますが、次回審議会が 10 月 21 日、金曜日の午後 2 時にこちらの会場になりますので、よろしくお願いいたします。皆様方には、改めて文書にてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。
 本日は以上となります。
 長時間にわたりありがとうございました。
 (散会)